

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）抄

改 正 案	現 行
<p>（名簿の消除）</p> <p>第六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、宅地建物取引業者名簿につき、当該宅地建物取引業者に係る部分を消除しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 法第七十七条の二第一項に規定する登録投資法人が投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百七十七条の規定により同法第百八十七条の登録が抹消されたとき、又は当該登録投資法人の資産の運用を行う認可宅地建物取引業者（法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）に係る法第五十条の二第一項の認可が法第六十七條の二第一項若しくは第二項の規定により取り消され、若しくは同条第三項の規定によりその効力を失つたとき。</p> <p>2（略）</p> <p>（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券）</p> <p>第十五条の二 法第二十五条第三項（法第二十六条第二項、第二十八条第三項、第二十九条第二項、第六十四条の七第三項及び第六十四</p>	<p>（名簿の消除）</p> <p>第六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、宅地建物取引業者名簿につき、当該宅地建物取引業者に係る部分を消除しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券）</p> <p>第十五条の二 法第二十五条第三項（法第二十六条第二項、第二十八条第三項、第二十九条第二項、第六十四条の七第三項及び第六十四</p>

条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 一三（略）
- 四 日本政策投資銀行債券
- 五 五七（略）
- 八 運輸施設整備事業団債券
- 九 九二八（略）
- 二十九 新生銀行債券
- 三十 あおぞら銀行債券
- 三十一 三十三（略）

（帳簿の記載事項等）

第十八条 法第四十九条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 売買若しくは交換又は売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の別（取引一任代理等（法第五十条の二第一項に規定する取引一任代理等をいう。以下同じ。）に係るものである場合は、その旨を含む。）

二 二八（略）

2・3（略）

（処分した旨等の通知）

第二十七条 国土交通大臣は、法第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条又は第六十七条第一項の規定による処分をしたときは、

条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 一三（略）
- 四 北海道東北開発債券
- 五 五七（略）
- 八 船舶整備債券
- 九 九二八（略）
- 二十九 日本長期信用銀行債券
- 三十 日本債券信用銀行債券
- 三十一 三十三（略）

（帳簿の記載事項等）

第十八条 法第四十九条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 売買若しくは交換又は売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の別

二 二八（略）

2・3（略）

（処分した旨の通知）

第二十七条 国土交通大臣は、法第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条又は第六十七条第一項の規定による処分をしたときは、

遅滞なく、その旨を、宅地建物取引業者の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

2 都道府県知事は、法第三条第二項の有効期間が満了した場合において認可宅地建物取引業者の免許の更新がなされなかつたとき、法第十一条第二項の規定により認可宅地建物取引業者の免許が効力を失つたとき、又は認可宅地建物取引業者が同条第一項第二号に該当したとき、若しくは法第二十五条第七項、第六十六条若しくは第六十七条第一項の規定により認可宅地建物取引業者の免許を取り消したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

(信託会社等の届出)

第三十一条 法第七十七条第三項又は令第八条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項（法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第五号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書により行うものとする。

一 四 (略)

五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下この条において「兼営法」という。）第一条第一項に規定する信託業務のうち宅地建物取引業として行おうとするもの内容

2 前項の届出書には、次に掲げる書類（法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第十二号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならぬ。ただし、第三号の書類のうち成年被後見人に該当

遅滞なく、その旨を、宅地建物取引業者の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

(信託会社等の届出)

第三十一条 法第七十七条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により行なうものとする。

一 四 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第三号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつ

しない旨の登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一〇十一（略）

十二 兼営法第一条第一項の認可を受けたことを証する書面及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第一条第一項に規定する業務の種類及び方法書

（準用）

第三十一条の二 令第八条第二項の規定により信託業務を兼営する金融機関について法第五十条第一項を適用する場合には、第十九条第二項第一号中「別記様式第九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、同項第二号中「別記様式第十号」とあるのは「別記様式第二十八号」と、同項第三号中「別記様式第十号の二」とあるのは「別記様式第二十九号」と、同項第四号中「別記様式第十一号」とあるのは「別記様式第三十号」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第三十二条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、宅地建物取引業者又は法第三条第一項の免許を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十三号から第十九号まで及び第二十六号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

て代えることができる。

一〇十一（略）

（権限の委任）

第三十二条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、宅地建物取引業者又は法第三条第一項の免許を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十三号から第十九号まで及び第二十六号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十二 (略)

十三 法第六十五条第一項の規定により必要な指示をし、及び同条第二項の規定により業務の全部又は一部の停止を命ずること(認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等)についてするものを除く。

十四〇二十五 (略)

二十六 第二十七条第一項の規定により通知すること(認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等)についてするものを除く。

2 (略)

一〇十二 (略)

十三 法第六十五条第一項の規定により必要な指示をし、及び同条第二項の規定により業務の全部又は一部の停止を命ずること(認可宅地建物取引業者(法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者をいう。以下この条において同じ。))が行う取引一任代理等(同条第一項に規定する取引一任代理等をいう。以下この条において同じ。))についてするものを除く。

十四〇二十五 (略)

二十六 第二十七条の規定により通知すること(認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等)についてするものを除く。

2 (略)

読み替え表（宅地建物取引業法施行規則案第三十一条の二関係）

読み替え後	読み替え前
<p>（標識の掲示等）</p> <p>第十九条 法第五十条第一項の国土交通省令で定める業務を行う場所は、次に掲げるもので第六条の二に規定する場所以外のものとする。</p> <p>一 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外のもの</p> <p>二 宅地建物取引業者が一団の宅地建物の分譲をする場合における当該宅地又は建物の所在する場所</p> <p>三 前号の分譲を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所</p> <p>四 他の宅地建物取引業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所</p> <p>五 宅地建物取引業者が業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所</p> <p>2 法第五十条第一項の規定により宅地建物取引業者が掲げる標識の様式は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に掲げる様式とする。</p> <p>一 事務所 別記様式第二十七号</p> <p>二 前項第一号、第三号又は第五号に規定する場所で法第十五条第一項の規定により同項に規定する取引主任者を置くべきもの</p>	<p>（標識の掲示等）</p> <p>第十九条 法第五十条第一項の国土交通省令で定める業務を行う場所は、次に掲げるもので第六条の二に規定する場所以外のものとする。</p> <p>一 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外のもの</p> <p>二 宅地建物取引業者が一団の宅地建物の分譲をする場合における当該宅地又は建物の所在する場所</p> <p>三 前号の分譲を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所</p> <p>四 他の宅地建物取引業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所</p> <p>五 宅地建物取引業者が業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所</p> <p>2 法第五十条第一項の規定により宅地建物取引業者が掲げる標識の様式は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に掲げる様式とする。</p> <p>一 事務所 別記様式第九号</p> <p>二 前項第一号、第三号又は第五号に規定する場所で法第十五条第一項の規定により同項に規定する取引主任者を置くべきもの</p>

別記様式第二十八号

- 三 前項第一号、第三号又は第五号に規定する場所で前号に規定するもの以外のもの別記様式第二十九号
- 四 前項第二号に規定する場所 別記様式第三十号
- 五 前項第四号に規定する場所で法第十五条第一項の規定により同項に規定する取引主任者を置くべきもの 別記様式第十一号の二
- 六 前項第四号に規定する場所で前号に規定するもの以外のもの 別記様式第十一号の三

3

(略)

別記様式第十号

- 三 前項第一号、第三号又は第五号に規定する場所で前号に規定するもの以外のもの別記様式第十号の二
- 四 前項第二号に規定する場所 別記様式第十一号
- 五 前項第四号に規定する場所で法第十五条第一項の規定により同項に規定する取引主任者を置くべきもの 別記様式第十一号の二
- 六 前項第四号に規定する場所で前号に規定するもの以外のもの 別記様式第十一号の三

3

(略)